

ASEAN 地域の健康確保対策事業

平成23年9月

大臣官房国際課(藤井康弘課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標VI 「新しい公共」の実現、成長戦略の中核としての社会保障の展開（未来への投資）等時代の要請に応える			
施策大目標 分野	1	2	3
	す 共 の 実 現 を 目 指 す	す 社 会 保 障 を 展 開 す る	対 応 す る の 振 興 、 I T 化 に 対 応 す る
	規 制 改 革 、 地 方 分 権 を 推 進 す る と も に 「 新 し い 公 共 」 の 実 現 を 目 指 す	成 長 戦 略 の 中 核 と し て 、「 未 来 へ の 投 資 」 と し て 、 社 会 保 障 を 展 開 す る	国 際 化 、 科 学 技 術 の 振 興 、 I T 化 に 対 応 す る

施策中目標

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 国際機関の活動へ参加・協力し、国際社会に貢献する |
|---|--------------------------|

施策小目標

- | | |
|---|--|
| 1 | 国際労働機関が行うディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）実現のための事業等に対して協力すること |
| 2 | 世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること |
| 3 | 経済協力開発機構が行う研究・分析事業に対して協力すること |

その他、以下の事業と関連がある。

特になし。

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成19年度）

①現状分析

ASEAN（東南アジア諸国連合）を中心とした地域においては、めざましい経済発展をしている反面、経済・社会基盤が十分整備されておらず、特に地域、職場での保健医療の確立や労働環境の整備が遅れている。

②問題点・問題分析

地域住民への保健医療や職場における労働者の健康確保は、同地域の経済・社会の発展、安定に与える影響が大きく、ひいては、同地域の経済活動との関連が大きい我が国においても大きな影響を及ぼすものとなる。

③事業の必要性

我が国は、保健・医療の分野で地域におけるシステムが確立しているとともに、労働安全衛生を含めた職場での労働者の健康確保の制度が整っていることから、同地域の地域・職場における保健医療の確立をめざし、国際協力に豊富な経験やノウハウ、人材、ネットワークを有する国際機関を通じて、積極的な技術協力を行うことが必要である。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

ASEANのうちから選定された国において、地域、職場での保健医療の確立や労働環境の整備を通じて、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現に寄与するものであり、ベトナムにおいて国家労働安全衛生計画（2006年10月）が効率的に促進されていると認められる。

②問題点・問題分析

以前と比較し、地域、職場での保健医療や労働環境水準は向上したと考えられるものの、依然として保健医療、労働環境水準の向上の余地がある。

③事業の必要性

本事業により、労働安全衛生に関して設定された2つの計画目標（※）を達成し、また、地域の保健医療や、労働環境水準が向上していると考えられることから、本事業は必要であるといえる。

- ※
- 1 国家労働安全衛生計画を効果的に実施すること。
 - 2 中小企業における実用的な労働安全衛生支援システムを設置すること。

(現状・問題分析に関連する指標)

		H18	H19	H20	H21	H22
1	ベトナムにおける、 国家労働安全衛生計画の効率的実施等に関する計画目標 (immediate objectives) の達成状況	—	—	100%	100%	集計中
2	WHO 主導で行われる アスベスト等の有害物質のモニタリング、労働者への健康診断の実施等の事業数	—	—	—	3	集計中
(調査名・資料出所、備考等) 指標 1 について ・資料出所：ILO の持つ専門的知識やノウハウを活用し、ニーズにあった協力を行うために日本が拠出しているプロジェクトについて、そのプロジェクト毎に設定される計画目標の達成状況を、国際労働機関アジア太平洋地域事務所 (ILO・ROAP) の作成する報告書を基に、平成 20 年度プロジェクトから把握。 ・平成 22 年度の数値を現在集計中であり、平成 24 年度第 1・四半期に公表予定。 指標 2 について ・資料出所：WHO 西太平洋地域事務局 2012 年予算書に基づく。 ・平成 22 年度の数値を現在集計中である。						

3. 事業の内容

(1) 実施主体

その他 (国際機関 (国際労働機関 (ILO)、世界保健機関 (WHO))

(2) 概要

本事業は、ASEAN 地域において地域や職場での保健医療を確立するため、我が国の最良のシステム、経験、ノウハウを包括的に導入することを目的としている。

具体的には、特定の対象国において、地域、職場、地方自治体、医療機関、中央省庁 (保健省、労働省等) を連携させるパイロットプロジェクト (試験的事業) を実施し、地域の保健、産業保健水準を総合的に向上させるとともに自立を促進させ、さらにその成果を活用して、対象国以外の国・地域においても同様のシステム普及を図る事業である。

対象国以外の国・地域への効果的な普及を図るためには、各国・地域の労使や各国の保健省、自治体関係者の理解を得ることが必要である。そこで、ASEAN 全地域に対し、労使協調体制を構築し労働者の健康確保等の労働安全衛生を促進する事業及び保健省、自治体関係者に我が国の先進事例を学ばせ、理解の促進を図る事業を併せて実施する。

事業の実施にあたっては、当該分野で豊富な知識と経験を有する国際機関 (ILO、WHO) を通じた事業を実施することで、よりの確かつ効果的な事業を実施する。

(3) 目標

ASEAN 地域における地域・職場での保健医療の確立を推進する。

(4) 予算

会計区分：一般会計

平成24年度予算要求：100百万円

ASEAN 地域の健康確保対策事業全体に係る予算の推移： (単位：百万円)

H20	H21	H22	H23	H24
103	106	102	100	100

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

①行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）

本事業は、アジア地域での地域保健・産業保健制度の構築を目的とした長期的な視野に立った技術協力（ODA）であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。

②国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）

国際機関を通じての技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。

③民営化や外部委託の可否

ILO、WHO の有する専門的な知識やノウハウが必要であるため、当該国際機関を通じて事業を実施する必要がある。

(2) 有効性の評価

ASEAN 地域の地域保健・産業保健水準を総合的に向上させることにより、地域住民・労働者の健康を確保することで社会的・経済的安定や発展をもたらす。同地域の安定は、我が国の経済的安定にもつながる。

(3) 効率性の評価

事業の実施にあたり、当該分野で豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ的確な事業を実施することができる。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

（投入）国際機関により事業計画決定。医師、保健師等の専門家の派遣。→（活動）国際機関を通じた保健施設、医療機関、家庭・学校等を利用した保健指導活動や経営者団体、労働組合、

事業場における産業保健活動（職業病の予防等）を実施する。→（結果）事業実施国での地域保健・産業保健体制の確立。→（成果）ASEAN 地域における総合的健康確保推進、社会的・経済的安定、発展とともに国際貢献による我が国のプレゼンスの向上。

②有効性の評価

ベトナムにおいて、中小企業における労働保護の改善等のための国家労働安全衛生計画を効果的に実施すること、中小企業における実用的な労働安全衛生支援システムを設置することといった計画目標が、地域レベルにおける労働安全衛生トレーナーの育成及び同トレーナーによる訓練の実施、労働安全衛生マネジメントシステムに係るガイドラインの作成等を通じて達成されていることから、事業の有効性が確認される。

また、拠出金に関して、これまでのところ、医療・保健分野の知識と経験をもつ WHO と労働環境整備分野の知識と経験を持つ ILO が各々の組織の特徴を生かした形で活動することで医療保健分野と産業保健分野の知見を共有している。両国際機関により途上国支援を一体化して、相互補完的に実施することで、単独組織では達成できないアスベスト等の有害物質のモニタリング、労働者への健康診断の実施等の成果が得られたところである。今後これまでの成果を踏まえ、ASEAN 地域全体へ当該事業を拡大することを計画しており、ASEAN 地域で特に労働災害の危険が高い集団への健康状態改善において同様の成果が期待されることから、本事業は必要かつ有効と考えられる。

③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし。

（2）効率性の評価

①効率性の評価

ASEAN 諸国が直面する労働災害及び職業性疾病の急増といった課題に対し、医療・保健分野の知見を有する WHO と労働安全衛生分野の知見を有する ILO が事業実施主体となり支援することにより、相互補完的に実施している。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし。

（3）その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし。

（4）政策等への反映の方向性

ASEAN を中心とした地域の住民の保健医療や職場における労働者の健康確保は、同地域の経済・社会の発展、安定に与える影響が大きく、ひいては、同地域の経済活動との関連が大きい我が国においても大きな影響を及ぼす。当該地域住民の保健医療や職場における労働者の健康確保を目的とする本事業は、必要かつ有効なものと考えられるので、平成 24 年度においても予算要求を行う。

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H18	H19	H20	H21	H22
1	ベトナムにおける、国家労働安全衛生計画の効率的実施等に関する計画目標（immediate objectives）の達成状況	—	—	100%	100%	集計中
達成率		—	—	—	100%	集計中
2	WHO 主導で行われるアスベスト等の有害物質のモニタリング、労働者への健康診断の実施等の事業数	—	—	—	3	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
指標 1 について						
<ul style="list-style-type: none"> 資料出所：ILO の持つ専門的知識やノウハウを活用し、ニーズにあった協力を行うために日本が拠出しているプロジェクトについて、そのプロジェクト毎に設定される計画目標の達成状況を、国際労働機関アジア太平洋地域事務所（ILO・ROAP）の作成する報告書を基に、平成 20 年度プロジェクトから把握。 平成 22 年度の数値を現在集計中であり、平成 24 年度第 1・四半期に公表予定。 						
指標 2 について						
<ul style="list-style-type: none"> 資料出所：WHO 西太平洋地域事務局 2012 年予算書に基づく。 平成 22 年度の数値を現在集計中である。 						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし。